

(仮称) 秋田市子ども・子育て支援事業計画の構成について

1 計画の位置づけ

- (1) 子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画。
- (2) 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画「秋田市子ども・子育て未来プラン」を継承する計画。

2 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを図ることとします。

3 計画の記載事項

本事業計画に記載する事項の基本的な構成は、次のとおりとします。

○ 総 論	
第1章 計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定趣旨 ・ 計画の位置づけ ・ 計画期間
第2章 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て家庭を取り巻く現状 ・ ニーズ調査結果 ・ 子ども・子育て未来プランの総括
第3章 計画の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念 ・ 基本目標 ・ 施策体系
○ 各 論	
第4章 基本施策と取組・事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・保育提供区域の設定 ・ 教育・保育の「量の見込み」および「確保方策」(年度ごと) ・ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」および「確保方策」(年度ごと) ・ その他関係施策の目標指標
第5章 計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成状況に関する点検・評価方法 ・ 推進体制
○ 資 料 編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定経過等の参考資料